

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 労働雇用課 | 整理番号 | 5-6-1 |
|-------------------------|--|-------|------|-------|
| 許認可等の種類 | 勤労者福祉施設の利用許可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 長野県戸倉野外趣味活動センター条例第3条 | | | |
| 許認可等の概要 | 勤労者福祉施設・備品の利用申し込みに対する許可 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>長野県戸倉野外趣味活動センター条例 (利用の許可) 第3条 センターを利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>長野県戸倉野外趣味活動センター管理規則 (遵守事項) 第5条 条例第3条の規定による利用の許可を受けた者その他福祉施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) センターの施設又は備品を損傷しないこと。 (2) センター内において、他人の迷惑になるような行動をし、又は騒音を発しないこと。 (3) 利用の許可のない施設又は備品を利用しないこと。 (4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。 (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (6) センター内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。 (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 長野県戸倉野外趣味活動センター管理規則第5条 | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (事案ごとの裁量が大きいため) | | | |
| 期間の制定根拠 | - | | | |